

## 平成 25 年度第 3 回出島処分場事業連絡調整協議会の概要

### 1 日時及び会場

- 平成 26 年 1 月 15 日（水）18:25 ～ 19:45
- 宇品老人いこいの家（南区宇品御幸四丁目）

### 2 出席者

- 16 名出席（1 名欠席）

### 3 議事要旨

#### （1）協議会の進行

- 平成 25 年度第 2 回協議会の議事概要の確認
- 整備工事について
- 管理・運営について
- 使用前検査について
- 遮水性能について
- 周辺環境の調査結果等について

#### （2）発言要旨

##### 【平成 25 年度第 2 回協議会の議事概要の確認】

（意見なし）

##### 【整備工事について】

（意見なし）

##### 【管理・運営について】

- ・ 搬入ルート of 県道に、右折信号を設置するほか、中央分離帯を一箇所開けるよう要望する。
  - 警察との調整等を行い、早急に設置できるよう、検討の時間をいただきたい。
- ・ 路上で不審な搬入車両を見つけた場合、どうすればよいか。
  - 公社で全ての搬入車両の車番を登録しているため、4桁の車番を覚えておいていただければ、公社で照合が可能である。
- ・ 搬入車両の路上監視について、一般の方へ周知を行うか。
  - 路上監視モニターをお願いしている協議会委員のみに周知する予定である。処分場への搬入車証を、地元の方に周知していただければ、公社に直接連絡があっても、対応が可能である。
- ・ 廃棄物搬入に係る準備手順の「開門時間 7 時前までに来場しないこと」とは、どのような意味か。
  - 搬入車両を路上待機させないということである。7時に開門し、処分場が稼働する 9 時までは、場内で搬入車両を待機させる。
- ・ 固形廃棄物のサンプリングはどのように行うのか。均一性が保証される方法で行ってほしい。
  - 廃棄物をメッシュ状に切り、5～6点をサンプリングし、それを混合して検査する。サンプリングの方法は、均一性が保証されているものであり、公社のマニュアルで規定している。

- ・ 廃棄物検査は、廃棄物の排出場所で行うのか。それとも搬入時に行うのか。  
→ 廃棄物の排出場所で事前調査を行い、搬入時の検査で、事前調査結果との照合を行う。
- ・ 搬入時の廃棄物検査（簡易検査）について、1台あたりの所要時間はどのくらいか。検査が完了するまで、搬入車両は待ち続けることとなるのか。  
→ 1台あたり約15分で、同時に3台検査できる。搬入車両が込み合った際は、場内の駐車スペースで最大30台順番待ちが可能である。

#### 【使用前検査について】

- ・ 広島市は遮水性能が確保されていることを認めたのか。  
→ これから地中レーダーによる測定により、シート間水位が場内水位より高いことを確認する。
- ・ 広島市は処分場が袋状になっていることを認めたのか。  
→ これから審査する。
- ・ 審査の結果、不適合の場合、どうなるのか。  
→ 遮水性能が確認できないことになるので、供用開始ができない。
- ・ 不適合の場合、供用開始できないことは、県も了承しているのか。  
→ 法的に、県が了承しなくても、市は供用開始を認めることができない。

（会長）遮水性能に係る使用前検査方法について、特段の御意見がなかったため、広島市において使用前検査を実施し、結果について次回の協議会で御報告する。

#### 【周辺環境の調査結果等について】

（意見なし）

#### ※ 担当事務局

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

TEL：082-513-2964（ダイヤルイン）